

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	貧困農民支援に関する日本・国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	140,000千円 H18.3.31まで	H18.3.10 アビジヤン(コートジボワール)で (同日)	日本側 塩口哲朗在ベナン大使(コートジボワールにて兼轄) ベナン側 クリストフ・ベグボ在ベナン臨時代理大使	H18.3.28 150号
ベナン	ラギューン母子病院整備計画のための贈与に関する日本・国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	ラギューン母子病院整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	71,000千円 H19.3.31まで	H18.12.6 コトヌで (同日)	日本側 西内和彦在ベナン臨時代理大使 ベナン側 イジボール・モンシ外務次官補	H18.12.19 680号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。